

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月2日（水）まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

次の①～⑤のすべてに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であり、営業品目「U401 物品等の運送」に登録されている者
- ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ④ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- ⑤ 過去3年度以内に国、都道府県又は市町村より同種同規模の業務を受託した実績がある者

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及び本入札説明書を添付して令和8年7月30日（木）午後5時までに、次に示す提出場所へ提出しなければならない。なお、申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページから無料で交付する。

4 入札についての問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当
電話 088-668-1111 (代表)
ファクシミリ 088-668-7196
電子メールアドレス nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間等

問合せについての受付期間は、令和8年7月30日（木）までとする。

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとし、ファクシミリによる場合は、「入札に関する質問書」（質問様式）を使用して問合せを行うこと。

問合せに対する回答は、徳島県ホームページに掲載する。

5 入札参加申請書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申請書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

入札参加申請書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた者に限り、入札落札決定の対象とする。

なお、県から入札参加申請書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加申請書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年8月5日（水）

② 提出場所

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山
所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

持参の場合は、休館日（7月27日及び8月3日）を除く午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）の場合は、令和8年8月5日（水）午後5時必着とする。

なお、封筒の表面に「企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務の入札参加申請書等在中」と**朱書**すること。

(3) 審査結果の通知

入札参加申請書等の審査の結果、入札参加が認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された入札参加申請書等は返却しない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時
令和8年8月21日（金）午前11時
- ② 場所
徳島県徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館 会議室
- ③ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び提出先
封筒の表面に「企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務の入札書在中」と**朱書**すること。
- (ア) 提出期限
令和8年8月20日（木）午後5時までに必着のこと。
- (イ) 提出先
〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館 総務担当

(2) 入札の方法

「企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務一式の総価」で行う。

(3) 入札書の作成、提出等（「入札書記載例」参照）

- ① 入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
 - (ア) 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
 - (イ) 本案件は、消費税課税部分と非課税部分が混在するため、入札書に必ずその内訳も記載すること。
 - (ウ) 内訳表に基づき、「①課税対象額」に「②非課税対象額（保険料）」を加算した「③合計金額」を入札金額として入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札金額から非課税対象額（保険料）を除いた額（＝課税対象額）の100分の10に相当する金額を入札金額へ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
 - (エ) 代金の見積もりに当たっては、本入札説明書に記載した条件を満たすために必要な経費一切を含めた金額を算出すること。
 - (オ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
 - (カ) 金額はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
 - (キ) 「業務名」は明確に記載すること。
 - (ク) 「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
 - a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
 - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

② 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。また、代表者又はその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、入札書を持参する者は必ず提示すること。

③ 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(4) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。ただし、郵便による入札をした者は、これに応ずる意思を有しないものとみなす。

再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 郵送による場合の入札であって、提出期間内に提出先に到着しない入札又は外封筒の表面に「企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務の入札書在中」(朱書)の記載がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- ③ 記名のない入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - (ウ) 「業務名」の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - (エ) 「住所」及び「氏名」の記載を誤ったもの。
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(7) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で(3)の①の(ウ)によって算出される最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者

があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山

所属名 徳島県立二十一世紀館 総務担当

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあっては旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札参加申請書等提出時

○入札参加申請書等

入札参加申請書等には、「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 入札参加申請書 1通

② 入札参加資格確認票 1通

③ 業務従事者一覧 1通

美術品梱包輸送技能取得士1級の資格を有する者については、認定証の写しも提出すること。

④ 同種同規模の業務を受託したことを示す契約書の写し 1通

過去3年度以内に国、都道府県又は市町村より同種同規模の業務を受託したことを示す契約書の写し（複数ある場合は直近のもの）

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務」を記載すること。

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

※郵送により提出する場合は、二重封筒による書留郵便とすること。

内封筒に入札書を入れて厳封の上、入札参加者の氏名及び「入札案件 企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務」と記載し、外封筒に「企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務の入札書在中」と**朱書**すること。

3 再入札時

持参の場合のみ。

郵便による入札をした者は、再入札に応ずる意思を有しないものとみなします。

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務（以下「業務」という。）の実施を乙に依頼し、乙は、これを履行するものとする。

（業務の実施方法）

第2条 乙は、別添の企画展『日本人類学のパイオニア 坪井正五郎』に係る借用資料運搬等業務仕様書に基づいて業務を実施するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年8月25日から令和8年12月2日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額から保険料金 円を除いた額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（請負等の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（期間の延長）

第9条 乙は、この責めに帰すことのできない理由により、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

（検査等）

第10条 乙は、業務を完了後、速やかに甲に対し、業務の完了を報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受理したときは、10日以内に、検査しなければならない。

（契約金の支払）

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に対して契約金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金を乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務の実施に関し、作品の汚損、損傷等により甲に損害を与えたときは、その損害を甲が通知した評価額の範囲で支払わなくてはならない。

(第三者の損害に対する賠償)

第14条 乙は、業務の実施において第三者に損害を与えたときは、自己の責任と負担でその解決にあたり、甲に一切迷惑をかけないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 前2号に該当する場合のほか、乙が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定により契約が解除された場合で、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月25日

甲 徳島県

徳島県立二十一世紀館長 永戸 彰人

乙